



鶴ヶ島市社協マスコット
メルメル・ゲーコ

ふだんの 暮らしの しあわせ のために

社会福祉法人

鶴ヶ島市社会福祉協議会

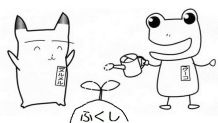
〒350-2217

埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1（市庁舎6階）

TEL 049-271-6011（代表）

FAX 049-287-0557

鶴ヶ島市社会福祉協議会事業のご紹介



まちづくり・地域福祉活動の推進

地域でいきいき
暮らしていくために

地域福祉計画と連携した第3次地域福祉活動計画の推進

第3次地域福祉活動計画(令和4年度から令和8年度)の重点目標である鶴ヶ島の“地域包括支援体制”の構築を市と共同して推進します。

小地域組織化推進事業

地域コミュニティの再構築や福祉への理解を深めるため、概ね小学校区を単位とした地域支え合い協議会の活動支援を行います。

ふれあい・いきいきサロン推進事業

高齢者や障がい者、子育てなどの交流の場としてサロン活動を実施する団体への支援を行います。

つるがしまふれあいサービス(住民参加型生活支援活動)

同じ地域に暮らす利用会員と協力会員で支え合う、住民主体の生活支援活動を実施します。

地域のつながりづくり事業(見守り・声かけ活動「ここつなネット」)

見守り活動を通じた地域の関係性を再構築し、安心な鶴ヶ島をつくれます。また、災害時などの避難行動要支援にもつながります。

車いす貸出事業

3人乗り自転車貸出事業

障がい者支援の地域づくり事業

ボランティア・市民活動推進事業

ボランティア・市民活動に関する研修やボランティア活動保険等の加入手続きなど、各種のボランティア・市民活動を支援します。

ボランティア体験プログラム事業

社会福祉施設や市民活動団体の協力により、ボランティア・市民活動の体験やキッカケづくりをします。

福祉教育・体験学習推進校等指定事業

小中高等学校を推進校に指定し、体験講座や高齢者等との交流など、福祉教育・ボランティア学習を推進します。

災害対策事業

災害ボランティアセンターの運営訓練等の実施をします。



ふれあい・いきいきサロン
(地域のサロンでお手玉体操)



彩の国ボランティア体験プログラム
(高齢者施設車いす清掃体験)



福祉教育・体験学習
(聴覚障がい者の理解と体験)



災害ボランティア
(被災者に対する支援活動)

だれもが安心して暮らすことのできるまちづくりのために

さいまつ♡ほっと事業（歳末援護事業）

地域歳末たすけあい募金を財源に、地域の見守りを兼ねた歳末訪問活動として民生委員さんが援護品をお配りします。

ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラー等のパンフレットを作成し、小中高生に配布します。また、中学校で当事者等の講演会を開催します。

共同募金運動の推進

共同募金運動にかかわる市民、団体、事業所を増やすことにより「自分のまちを良くするしくみ」として、意識醸成を進めます。

鶴ヶ島市赤十字奉仕団の活動



赤い羽根共同募金運動
（委員会活動で子どもたちが実施）

広報事業（社協だより・ホームページ・つるがしま地域づくり便り等）

社協だより・つるがしま地域づくり便り「えん」の発行やFacebook・Instagram等を更新することで、社会福祉協議会活動や地域福祉に関する情報を発信します。

福祉サービス・利用支援活動の推進

地域で共に
暮らしていくために

鶴ヶ島市生活サポートセンター

（障害者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援センター）
関係機関と連携しながら相談支援を実施します。

障害者相談支援事業所

鶴ヶ島市手話通訳者派遣事業

手話通訳者の派遣や、聴覚障がい者の理解や手話技術習得のために手話講習会等を実施します。

あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）

高齢者や障がいのある方が安心して生活できるよう定期的に訪問し福祉サービスの利用等を支援します。

権利擁護支援センター

権利擁護相談支援や成年後見制度の利用促進、法人後見、市民後見人の養成などを総合的に実施します。

鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（きいちご）

日常生活全般に介助や見守りが必要な障がい者へ、包括的な視点による支援を行います。（平成28年4月～）

障害者喫茶コーナー運営事業（喫茶どんぐり）

障がい者の就労の場として、喫茶コーナーを運営し、自立支援と社会参加を支援します。



権利擁護支援センター
（利用者への定期訪問）



障害者生活介護施設きいちご
（地域交流行事きいちごパーティー）

●社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る 住民主体の民間福祉団体です。 （通称：社協^{しゃきょう}）

多くの関係機関・団体・社会福祉施設、市民の参加のもと、地域福祉の推進を図る住民主体の民間福祉団体であり、社会福祉法第109条に位置付けられた、公益性の高い社会福祉法人です。

戦後の設立以来、全国的なネットワークをもち、地域の課題、個人の問題の解決のため、市民と共に必要な活動や資源を創り出してきました。

●社協会員とは、地域福祉活動や社協活動に賛同し、 支えてくださる世帯や企業等のことをいいます。

社会福祉協議会では、住民会員制度をとっており、多くの市民の皆さまや関係団体・機関と協働しながら、身近な地域で共に支え合う地域福祉を基本に“**ふだんの** **くらしの** **しあわせ**”を目指しています。

会員種別	年額（1口）	主な会員
個人会員	500 円	個人入会者や世帯
団体会員	1,000 円	社会福祉団体、ボランティア・市民活動団体など
賛助会員	10,000 円	法人、事業所、篤志家など

●案内図



東武東上線 若葉駅西口から
鶴ヶ島市内循環バス 約8分
「鶴ヶ島市役所」バス停下車

ホームページやFacebook 等も
ご覧ください



ホームページ



フェイスブック
Facebook



インスタグラム
Instagram

携帯・スマートフォン等から二次元コードを読み取り
ホームページ等を見ることができます。